

# 米沢市教育委員会 会議録

令和8年3月27日（金）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時10分

## 1 出席委員等

教育長 佐藤 哲 委員 神尾 正俊 委員 我妻 仁  
委員 渡邊 美智子 委員 伊藤 綾子

## 2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
スポーツ課長	高橋 稔	学校教育課長	須貝 洋介
適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純	教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美
社会教育文化課文化財主査	佐藤 公保	教育総務課主任	島貫 晶江

## 3 傍聴人の有無 無

## 4 議事

議第12号 米沢市教育委員会の組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について

議第13号 米沢市教育委員会処務規程の一部改正について

議第14号 米沢市博物館の登録等に関する規則の一部改正について

議第15号 米沢市生涯学習指導者バンク設置規程の一部改正について

議第16号 米沢市土地利用調整会議設置規程の廃止について

議第17号 米沢市市民文化会館冷凍設備危害予防規程の廃止について

議第18号 米沢市教育委員会の組織の変更に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について

議第19号 米沢市戸塚山古墳群保存整備検討委員会設置要綱の廃止について

議第20号 米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部改正について

議第21号 米沢市教育委員会公印規程の一部改正について

議第22号 米沢市教育・文化計画検討委員会設置要綱の廃止について

議第23号 令和8年度米沢市学校給食代替食補助金交付要綱の制定について

議第 2 4 号 令和 8 年度米沢市市立外中学校等学校給食費等補助金交付要綱の制定について

議第 2 5 号 米沢市指定有形文化財及び天然記念物の指定について

議第 2 6 号 博物館法に基づく博物館の登録について

## 5 報告事項

(1) 米沢市適正規模・適正配置事業の進捗状況について

(2) その他

## 6 その他

**教育長** 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議の案件については非公開にすべきものはないと考えられるので公開としたい。この件についてご異議ないか。

———異議なし———

**教育長** それでは本日の会議は公開することとする。次に会議録署名委員の指名について渡邊委員を指名する。さっそく議事に入るが、本日の議決案件のうち第 1 2 号から第 1 9 号までの計 8 件については、教育委員会の組織変更に伴う案件であることから、担当課長から一括して説明を受けた後、一括審議を行い、その後 1 件ずつ採決を行う。それでは、議第 1 2 号米沢市教育委員会の組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について、他 7 件に関して、事務局から説明をお願いします。

**教育総務課長** ———資料により議第 1 2 号及び第 1 3 号説明———

**社会教育文化課長** ———資料により議第 1 4 号から第 1 9 号まで説明———

**教育長** 一括してご質問を受け付けたいがいかがか。ないようなので 1 件ずつ採決していく。議第 1 2 号米沢市教育委員会の組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第 1 3 号米沢市教育委員会処務規程の一部改正について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第 1 4 号米沢市博物館の登録等に関する規則の一部改正について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第 1 5 号米沢市生涯学習指導者バンク設置規程の一

部改正について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第16号米沢市土地利用調整会議設置規程の廃止について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第17号米沢市市民文化会館冷凍設備危害予防規程の廃止について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第18号米沢市教育委員会の組織の変更に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第19号米沢市戸塚山古墳群保存整備検討委員会設置要綱の廃止について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第20号米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部改正について事務局から説明をお願いする。

**適正規模・適正配置推進主幹** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。令和9年4月1日の施行とのことだが、広幡、六郷、塩井小学校の分はどうなるのか。

**適正規模・適正配置推進主幹** 3つの小学校については、今までの再編統合の際の例規改正と同様に、約半年前に条例改正をしたうえで規則の改正を行い、廃止という改正をする予定になっている。

**教育長** 他に質問がなければ議第20号について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第21号米沢市教育委員会公印規程の一部改正について事務局から説明をお願いする。

**教育総務課長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。では議第21号米沢市教育委員会公印規程の一部改正について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第22号米沢市教育・文化計画検討委員会設置要綱の廃止について説明をお願いする。

**教育総務課長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。では議第22号米沢市教育・文化計画検討委員会設置要綱の廃止について承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に議第23号令和8年度米沢市学校給食代替食補助金交付要綱の制定について説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 国が定めた交付金の単価というのは、一食当たり286円で、米沢市の場合は少し持ち出しがあるわけだが、国の286円というのはどのように定められたのか、根拠はあるのか。

学校教育課長 国からの交付金については、ひと月5千200円、11か月で5万7千200円ということで交付される。11か月というのは、夏休み等があるので給食費の計算に関しては11か月と計算するのが通例である。1食あたり286円で給食を出せる自治体と出せない自治体の差はあるわけだが、国の方でも高いところに合わせるわけにはいかないの、様々な自治体を見て、この額に設定したと聞いている。

教育長 他に質問がなければ議第23号について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に議第24号令和8年度米沢市市立外中学校等学校給食費等補助金交付要綱の制定について説明をお願いします。

学校教育課長 はじめに、交付要綱に誤りがあった。第2条第1号2行目の最後に「中等教育学校の後期課程」とあるが、正しくは「中等教育学校の前期課程」となる。訂正してお詫び申し上げます。 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ、議第24号令和8年度米沢市市立外中学校等学校給食費等補助金交付要綱の制定について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に議第25号米沢市指定有形文化財及び天然記念物の指定について説明をお願いします。

社会教育文化課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

神尾委員 南原のオオクリの樹齢はどのくらいと推定されるのか。

社会教育文化課長 樹齢について今のところ確認できるものはない。

神尾委員 成島八幡宮の木造の座像については、新たに発見されたから指定を受けるというわけだが、南原のオオクリについては、昔からそこにあったわけで、他県の物と比較しても優位にあるとのことだが、これまで市の天然記念物に指定されてこなかったのはなぜか。

社会教育文化課長 文化財の指定については専門的なこともあり、担当主査から答弁させてよいか。

教育長 これを認める。

**文化財主査** 南原のオオクリについては、以前、米沢市文化財保護審議会の委員を務めていらっしやった石栗正人先生が、委員在職時から、是非とも天然記念物にと推薦されていた樹木ではあるが、この度、所有者の方の同意が得られ、また、所有者の方は高齢だが、ご家族から、この樹木の保存に関しても今後もしっかりと守っていくといった状況が整い、この度の指定となった。

**教育長** その他にないか。

**我妻委員** 男神座像について、説明には、黒漆地に漆箔が残り、後から塗られたということのようだが、当初は真っ黒だったということか。

**文化財主査** 黒漆自体も漆箔を塗る前の下地というような理解をしており、ただ、その理由については現状では分からないが、成島八幡宮にあった他の神像を見ると、黒漆塗りはされていないため、おそらく漆塗りではなかったのではないかと思われる。

**我妻委員** 常に見ることはできるのか。

**文化財主査** 現在、本殿の中に安置されており、普段は一般公開していないものである。所有者と相談して、お披露目できる機会がないか日程調整を考えている。

**教育長** その他にないか。

**伊藤委員** 木造獅子狛犬は、昭和初期にすでに鑑定されていたようだが、この度指定を受けた理由は何か。

**文化財主査** 今回新たに見つかった神像に伴って、こちらも彫刻の専門の先生に見ていただいたことで調査の進展があり、また所有者の同意が得られたこともあって指定をすることができたという経緯となる。

**教育長** その他にないか。なければ、議第25号について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に議第26号博物館法に基づく博物館の登録について説明をお願いする。

**社会教育文化課長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。なければ、議第26号博物館法に基づく博物館の登録について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に報告事項に入る。(1)米沢市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について、事務局より説明をお願いする。

**適正規模・適正配置推進主幹** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。なければ、次に(2)その他について事務局から何かあるか。

**学校教育課長** 令和8年度米沢市学校給食費無償化事業補助金交付要綱について報告させていただく。先ほどから給食費のことについて申し上げていたが、基本となる

学校給食費無償化事業について、来年度のことで変更点がある。今年度まで学校給食費無償化事業というものは、補助金対象者が児童生徒の保護者であり、本市住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者に対して補助金を交付するというものであった。その補助金は、子育て支援の意味から、予算でいうと3款民生費第2項児童福祉費に計上されていた。これは、本来保護者に補助金が交付されるものだが、その補助金をまた学校に納めてもらうというのも手間になることから、保護者から委任状をもらったうえで学校に補助金として交付するという仕組みになっていた。令和8年度からは、小学校給食費負担軽減交付金が創設され、また、中学校は給食センターができたことで、給食費公会計化も行うことになった。そこで補助金については、3款から10款教育費第5項保健体育費に予算を変更したところである。これによって、小学校の給食費補助金は、保護者ではなく、小学校校長に対しての交付となる。中学校給食費については、公会計化のため、すべて市からの歳出ということになり、学校への交付はない。これによって、保護者に委任状の提出を求める必要がなくなり、交付要綱を一般に周知する必要もなくなることから、今回、米沢市教育委員会告示とせず、内規として取り扱うことと変更する。次年度の学校給食費無償化事業補助金交付要綱についての報告となるのでよろしくお願ひしたい。

**教育長** ご質問等いかがか。なければ、4のその他について、委員の皆様からいかがか。なければ事務局から何かあるか。

**教育総務課長** 米沢市立東成中学校開校延期に関する説明会について報告させていただく。お手元にチラシのサンプルをお配りしているのでご覧いただきたい。この度の説明会は、先日の3月定例会で決議された「米沢市立東成中学校開校延期方針に関する決議」中に「開校延期を前提とした住民説明会の開催を直ちに中止」という内容があったが、それを踏まえたうえで市長の主催として開催されるもので、4月17日に上郷コミュニティセンターで、4月18日に万世コミュニティセンターで、4月23日に東部コミュニティセンターでそれぞれ開催されることとなった。このチラシについては、4月1日以降に広報誌とともに各地区全戸配布されることとなっている。

**教育長** ご質問、ご感想等いかがか。

**神尾委員** 今まで新聞等でも報道されていたが、議会において、来年度の予算が承認された後に延期方針に関する決議が提出されて、それが可決されたことは承知している。この決議の中で、「開校延期を前提とした住民説明会の開催を直ちに中止し」という文言も盛り込まれているわけだが、それがありながら説明会があるのかと戸惑ったところである。議会でも、開校延期を前提とした説明会についてはいかがなものかとありながら、表題を見ると「米沢市立東成中学校開校延期に関する説明会」となっていることも違和感を感じていた。この説明会の

チラシは、どのような範囲で、どのような手段で配布されるのか確認したい。  
また、この延期に関しては、本年1月の総合教育会議の時も市長から話はあったわけだが、開校年月を定めた条例があるにも関わらず、その条例を改正してまで開校を延期するという点については、今でも腑に落ちないところがある。市長には、我々教育委員の思いや市議会の意見等をもう少しくみ取ってほしいと思うが、まずは配布の範囲と方法について分かる範囲でお知らせいただきたい。

**教育総務課長** 先ほど申し上げたとおり、4月17日に上郷コミュニティセンターを皮切りに、その他2か所、4月18日に万世コミュニティセンター、23日に東部コミュニティセンターで開催される。各コミュニティセンターで所管している地区に広報と一緒に配布される予定のため、各地区委員から町内会長、それから全戸に配布されるものと考えている。

**神尾委員** 全家庭に配布されるということか。

**教育長** 万世地区と上郷地区と東部地区。

**神尾委員** 東成中に入るべき小学校区域ということか。

**教育総務課長** そのとおりである。

**伊藤委員** このままでは今年4月から一中学区となった中部地区が蚊帳の外になっている感じが否めない。

**我妻委員** 中部地区が入っていないということか。

**神尾委員** もう少し関係者がいるのではないか。

**教育長** 一中学区は、松川地区、山上地区、旧五中学区もそうである。何か分かることはあるか。

**教育総務課長** 今回はこの3地区で説明会は開催されるということで、その他の地区については、今後状況を見て検討されると聞いている。

**渡邊委員** 説明会があること自体違和感があるのだが、説明会をするのであれば、東成中の対象学区全地区の方に説明していただきたい。

**我妻委員** 総務部が問合せ先になっているので市長部局が主としてやるわけだが、教育委員会の職員は参加するのか。

**教育総務課長** 総務部長から説明会について協力いただきたいという話はある。教育に関する質問等が想定されるので、その点を踏まえての協議になる。

**我妻委員** 教育委員会事務局が参加する場合は、教育委員会の今までの立場というか、適正規模・適正配置計画を粛々と進めてきたこと、東成中の開校も条例の定めに基づき令和11年度に開校することを目指して進めてきたという経緯、適正規模・適正配置の目的、それから五中が一中にくて1年が経つので、特にその効果、適正規模というのは非常に大事なことだということを、もし質問があればだが、その辺は十分意を尽くして説明いただければと思っているのでよろしく

お願いしたい。

**渡邊委員** 私も以前、総合教育会議で意見を述べた時と気持ちは全く変わっていないのだが、やはり東成中学校の開校を令和11年とした当初の計画どおりに進んでいくことを、児童、生徒の皆さんは楽しみにしていたと思う。不安はあれども、ある程度小さい規模でやってきたところから、南成中や北成中と同じように自分たちも東成中になって一緒にやっていくんだという希望も持っていたのではないかと思う。その気持ちを考えれば、確かに予算だとかいろいろな事情があるとは思いますが、やはり言ってしまえば大人の事情だと思う。理由に挙がっている体育館のエアコンの設置なども喫緊の必要性を感じるものの、それとこれとはまた別の話になるのではないか。やはり一番は児童生徒の気持ちを考えて当初の適正規模・適正配置の検討委員会で決めてきた令和11年度開校ということと大人の事情によって繰り延べるとするのはどうなのかという、そこが蚊帳の外になっているのではないかとすごく心配であるし、子供たちの心の傷にならなければいいなと思う。そしてこのチラシの見開き1ページの3番目、一番下の※印のところに、「これらについては、教育委員会事務局で対応を検討するとともに」とあるが、これは開校を延期することが決まってもいないのに、検討するといっているような感じがして、ここにも違和感をすごく感じる。先日、適正規模・適正配置推進主幹から説明があったが、開校延期が決まったならば検討委員会で検討を進めるということであり、延期をするにあたって検討するというニュアンスを持たせている書き方が、教育委員会も賛同しているようなイメージがあって、私たちの意見とは違う表現となっているのではないかと、私はとても不安でたまらない。もし、議会などに私たちの意見を主張できる機会があるのであれば、今まで進めてきた計画どおりで行きたいという思いを粛々と述べたい。そのような場面があれば是非ともお願いしたい。

**教育長** この件について他にあるか。では教育委員会としては、延期がやむを得なくなった場合には適正規模・適正配置検討委員会を開催し、その対応を考えるものであると、総務部なりへ説明をお願いしたい。

**神尾委員** このチラシの文言を今から変えるということはもうできないのか。

**教育総務課長** タイミング的にはもう間に合わない。

**教育長** 全戸に配られているので、説明会に来た方には説明できるけれども、来ない方には説明できないということになるか。

**教育総務課長** オンラインで配信をご覧になっている方については大丈夫かと思う。

**教育長** では、このような意見があったということを総務部に伝え、誤解のないように何か手だてがあれば考えて欲しいと伝えていただきたい。他に何かあるか。なければ、以上をもって教育委員会を閉会する。